

平成25年2月定例会 文教厚生委員会（事前）

平成25年2月13日（水）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

大西委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（15時33分）

これより、教育委員会関係の調査を行います。

この際、教育委員会関係の2月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①）

- 議案第1号 平成25年度徳島県一般会計予算
- 議案第45号 徳島県未来創造教育基金条例の制定について
- 議案第46号 徳島県立学校設置条例の一部改正について
- 議案第47号 徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正について
- 議案第56号 徳島県教育振興計画（第2期）の策定について（資料②③）

【報告事項】

- 池田高校・辻高校・三好高校の再編統合に係る計画（案）について（資料④）
- 県指定有形文化財（絵画）指定について（資料⑤）

佐野教育長

2月定例会に提出を予定いたしております教育委員会関係の議案等につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、平成25年度当初予算案と条例案3件、並びに「徳島県教育振興計画（第2期）」の策定についてでございます。

それでは、お手元に配付いたしております「文教厚生委員会説明資料」の1ページをお開きください。

平成25年度教育委員会主要施策の概要についてでございます。

県教育委員会では、「とくしまの教育力を結集し、未来を創造する、たくましい人づくり」を教育の基本目標といたしまして、5つの基本方針のもと、各種施策の推進に取り組むことといたしております。

1の「新たな価値を創り出し、未来へ飛躍する人を育てる教育の実現」でございます。

（1）の「キャリア教育の推進」では、発達段階に応じた組織的、系統的なキャリア教育を実施するとともに、体験的な活動を充実させることにより、児童、生徒の社会的、職業的自立のために必要な能力や態度を育成してまいります。

（2）の「グローバル化に対応した教育の推進」では、児童、生徒にグローバル社会における英語の必要性について、理解を促し、外国語学習のモチベーションの向上を図りつ

つ、外国語を使う機会の拡大を目指してまいります。

「グローバルチャレンジ支援事業」では、海外語学研修等を支援し、小中高を通じて体験的に語学力、コミュニケーション能力の向上を図るための取り組みを進めてまいります。

（3）の「ICT活用能力の育成」では、これからの時代を担う児童、生徒に必要な情報収集、判断、処理等し、発信、伝達等ができるICT活用能力の育成に向けた取り組みの一層の充実を図ってまいります。

（4）の「スポーツ文化の創造」では、競技人口の拡大や重点的、集中的な強化策の視点も踏まえ、関係機関との連携を図り、各種事業を効果的に進めてまいります。

また、「鳴門スポーツゾーン推進事業」では、大学や各種団体等と連携し、鳴門渦潮高校を中心としたスポーツゾーンの機能を充実させてまいります。

（5）の「伝統文化の継承と文化芸術の創造」では、「ふるさと発見！あわっ子文化大使育成プロジェクト」におきまして、あわ文化を次世代に伝承する制度を構築するため、体系的な文化教育に取り組み、さまざまな文化活動の場や将来、国際社会で活躍できる「あわっ子文化大使」を育成してまいります。

2 ページをお開き願います。

2の「知・徳・体の調和がとれ、社会を生き抜く力を育てる教育の実現」でございます。

（1）の「確かな学力の育成」では、「基礎的・基本的な知識・技能」に加え、それらを活用して課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力等」、さらには「主体的に学習に取り組む態度」を「学力」の重要な3要素ととらえ、その育成に努めてまいります。

（2）の「豊かな心の育成」では、家庭や地域と連携を図り、規範意識を育成し、生命を大切にする心や思いやりのある心、豊かな感性を育む道徳教育の充実を図ってまいります。また、「いじめ等問題行動の予防に関する実践研究指定事業」では、いじめ等の問題行動や自殺につながるおそれのある心身の病気等に対する「徳島版予防教育」の確立を図ってまいります。

（3）の「健やかに生きる力の育成」では、学校体育の充実を図り、子どもたちが自分にあった運動を継続することによって、運動習慣の確立を図ってまいります。また、学校における食育、健康教育を推進し、運動習慣の確立と望ましい生活習慣の形成を図り、生涯にわたって健康な生活を送れる力を育成してまいります。

（4）の「個性がひらく特別支援教育の推進」では、特別な教育的ニーズのある幼児、児童、生徒に対して、幼児期から就労期まで一貫した指導、支援が行えるよう、一人一人の自立と社会参加を見据えた取り組みを推進してまいります。また「発達障害『まなびのわ』充実事業」では、研究機関と連携し、成長に合わせた最も適切な指導方法等の開発による学習支援、ジョブサポーターによる職場開拓やICTの活用による就労支援を行い、その成果を全国に発信してまいります。

（5）の「行動につながる人権教育の推進」では、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、「徳島県人権教育推進方針」に基づき、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進してまいります。

3 ページにまいりまして、（6）の「豊かな感性を育む芸術文化活動の推進」では、さまざまな学習機会を活用し、芸術文化に関する体験学習や優れた芸術文化の鑑賞機会の充実を図ることにより、児童、生徒が豊かな感性や情操、創造性、コミュニケーション能力などを養うことができるように取り組んでまいります。

3の「人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現」でございます。

（1）の「学校・家庭・地域の連携の推進」では、県民の教育に対する理解を深めるとともに、子どもたちの基本的な生活習慣の形成支援、地域住民の参画による放課後や休日における安全・安心な居場所づくりをとおして、学校、家庭、地域が一体となった教育体制づくりを進めてまいります。

（2）の「とくしまの教育力の活用」では、地域住民の教育支援活動への参画をとおして、地域ぐるみで子どもたちを育てる気運の醸成を進めてまいります。

（3）の「幼児期の成長を支える取組の推進」では、幼稚園と保育所、認定こども園、小学校との連携、接続を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた教育活動を推進してまいります。

（4）の「社会教育における人権教育の充実」では、幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージに対応した交流活動や研修会、研究大会等の人権に関する多様な学習活動を展開していくことを通じて、同和問題を初め、さまざまな人権問題について理解を図るとともに、人権尊重の意識の高揚に努めてまいります。

（5）の「地域の教育に貢献する人材の育成」では、地域の絆を強め、地域の教育力を高めるため、人権教育や防災、減災を初めとした地域の課題解決に取り組む人材の育成を進めてまいります。

4の「夢と希望に向かって学び続ける教育の実現」でございます。

（1）の「多様なニーズに対応した学習機会の提供」では、県民の学習意欲を高めるとともに、県民に満足を与える学習機会を提供するため、質の高い生涯学習情報を提供する体制づくりを進めてまいります。また、日本語指導が必要な児童、生徒を支援するためのネットワークをつくり、帰国、外国人児童、生徒が、早期に効果的な日本語教育が受けられ、生き生きと学校生活を過ごすことができるようにしてまいります。

4 ページをお開き願います。

（2）の「学びの環境の充実」では、生涯にわたって学び続けることができる生涯学習社会の実現をめざすための取り組みを、文化の森総合公園各館を初め 生涯学習に関連する各施設において推進してまいります。

（3）の「郷土とくしまから学ぶ機会の充実」では、子どもたちが、郷土の自然や歴史、文化に対して理解を深めることができるよう、学校での授業、課外活動において文化の森総合公園各館が保有する資料の活用を図るとともに、学芸員等専門職員の講師派遣をより一層進めてまいります。

（4）の「文化遺産を活用した学びの場づくり」では、県内所在の文化財について基礎調査を行い、文化財の適切な保存、活用を図るとともに、文化財を単体ではなく、「群」として捉え、県民の参加を得ながら総合的に活用することにより、文化財を活かした地域

づくりをめざす各地域の取り組みを支援してまいります。

（５）の「学び続ける場と機会の充実」では、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現をめざし、これまでの学習成果を指導者や教育支援者としての活動につなげることにより、さらなる生涯学習意欲の増進を進めてまいります。

最後に、５の「安全・安心で魅力あふれる教育の実現」でございます。

（１）の「安全・安心なとくしまの学校づくり」では、南海トラフの巨大地震等に備え、県立学校や市町村立学校の耐震化を推進し、児童、生徒が、安全・安心に学ぶことのできる教育環境の実現に努めるとともに、県立学校については、中核的な避難所として機能するように、施設・設備の強化、充実を進めてまいります。また、総合寄宿舎についても、耐震化するとともに、あわせて入寮生の住環境の改善を行ってまいります。

５ページにまいりまして、（２）の「社会の変化に対応した魅力ある学校づくり」では、少子化の進行やグローバル化への対応など、中長期的な課題に対する調査、研究を行い、社会の変化に対応したこれからの高校教育を創造してまいります。また「スーパーオンラインハイスクール事業」では、これまでの取り組みをさらに進め、「とくしまリーディングハイスクール」の育成を図るため、全国、そして世界をめざしながら、閉塞感を打開する高校独自の取り組みや研究を支援してまいります。

（３）の「希望に導く教職員の育成」では、優秀な人材の確保を図るとともに、教職生活全体を通じて学び続ける教員を支援するなど、教職員の資質能力向上に向けた仕組みづくりや研修の充実に努めてまいります。

（４）の「教育機関の運営体制の充実」では、教職員の校務負担の軽減を図り、児童、生徒と向き合う時間を増加させるために、ICTを活用した校務の情報化に取り組んでまいります。

続きまして、平成25年度当初予算案につきまして、御説明を申し上げます。

６ページをお開きください。

（１）の一般会計歳入歳出予算の総括表でございます。

教育委員会全体の平成25年度一般会計当初予算の総額は、表の最下段、計欄に記載のとおり、811億1,887万9千円でございます。

課別の予算額及び財源内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。

７ページをごらんください。

特別会計でございます。

施設整備課所管の「県有林県行造林事業特別会計」につきましては、30万円を計上しております。

学校政策課所管の「奨学金貸付金特別会計」につきましては、2億9,759万4千円を計上いたしております。

８ページをお開きください。

課別の主要事項でございますが、主なものにつきまして、順次、御説明を申し上げます。まず、教育総務課でございます。

事務局費の②のアの「未来創造教育基金積立金」では、本県教育における未来を志向する創造性豊かな人材の育成に関する事業を推進するために設置する「徳島県未来創造教育基金」の積立金といたしまして、2億1,000万円を計上いたしております。

10ページをお開き下さい。

施設整備課でございます。

表の中程の学校建設費の①の「高校施設整備事業費」といたしまして、アの「高校施設耐震診断・改修事業」では、小松島西高校ほか6校の大規模耐震改修工事などに要する経費といたしまして、15億5,671万7千円を計上いたしております。

また、2つ下の欄の①の「特別支援学校施設整備事業費」といたしまして、アの「盲・聾学校整備事業」では、現在の盲学校敷地内に両校を併置して改築するための工事等に要する経費といたしまして、16億3,291万3千円を計上いたしております。

12ページをお開きください。

教育戦略課でございます。

学校建設費の①の「高校施設整備事業費」といたしまして、アの「つるぎ高校施設・設備整備事業」では、平成26年4月に開校するつるぎ高校において、地域の発展に貢献する地域産業の担い手を育成するため、必要となる施設、設備の整備に要する経費といたしまして5,296万7千円を計上いたしますとともに、イの「県立高校総合寄宿舎耐震化等推進事業」では、総合寄宿舎について、巨大地震等に備えるため、耐震化するとともに、あわせて入寮生の住環境の改善を行うための経費といたしまして3,093万2千円を計上いたしております。

13ページをごらんください。

教職員課でございます。

公立学校教職員の給与費や教職員研修に要する経費といたしまして、総額で662億9,190万9千円を計上いたしております。

14ページをお開きください。

福利厚生課でございます。

教職員の退職手当や教職員住宅の管理費などに要する経費といたしまして、総額で74億9,897万4千円を計上いたしております。

15ページをごらんください。

学校政策課でございます。

教育指導費の④の「学校教育振興費」といたしまして、イの「グローバルチャレンジ支援事業」では、グローバル化に対応した教育を推進し、未来へ飛躍する人材を育成するため、ALTを活用した外国語活動の充実や海外語学研修を支援するなど、小中高を通じて体験的に語学力、コミュニケーション能力を育成するための取組に要する経費といたしまして、1,000万円を計上いたしております。

エの「『NIPPON』探究スクール事業」では、我が国と郷土を愛し他国を尊重する態度と心を育成するため、各時代における世界の中の「NIPPON」、日本の中の徳島の政治、経済、外交を探究する学校の取り組みに要する経費といたしまして、50万円を計上いたしております。

ます。

また、⑥の「生徒指導費」といたしまして、アの「いじめ等問題行動の予防に関する実践研究指定事業」では、児童、生徒の対人関係能力の向上や自尊感情及び他者を思いやる心等を育成するため、鳴門教育大学の指導助言や授業支援を受けながら、いじめ等の問題行動や自殺につながるおそれのある心身の病気等に対する「徳島版予防教育」を確立するための取り組みに要する経費といたしまして200万円を計上いたしております。

16ページをお開き下さい。

「奨学金貸付金特別会計」でございます。

経済的理由により修学が困難な高等学校等に在籍する者に奨学金を貸与するための経費といたしまして、2億9,759万4千円を計上いたしております。

17ページをごらんください。

特別支援教育課でございます。

教育指導費の③の「特別支援教育振興費」といたしまして、アの「発達障害『まなびのわ』充実事業」では、発達障害のある幼児、児童、生徒の社会的、職業的自立を図るため、みなと高等学園を核として、慶應義塾大学や研究機関等と連携し、成長に合わせた最も適切な指導方法等の開発を行う学習支援、ジョブサポーターによる職場開拓やICTを活用した就労支援の取り組みに要する経費といたしまして250万円を計上いたしております。

18ページをお開き下さい。

人権教育課でございます。

教育指導費の②の「人権教育推進費」といたしまして、アの「“あわ”じんけん教育・啓発展開催事業」では、平成25年11月に本県で開催される全国人権・同和教育研究大会の機会を捉えて、パネルや資料の展示等を行い、もって、徳島県の人権教育に関する取り組み等を広く全国に発信する事業に要する経費といたしまして131万円を計上いたしております。

19ページをお開きください。

体育学校安全課でございます。

保健体育総務費の④の「学校安全管理指導費」といたしまして、アの「学校防災ボランティア推進事業」では、地域における防災活動の核となる人材の育成と発災時の学校避難所の運営支援を行うために、高校に続き中学校における「防災クラブ」の立ち上げ、並びに、教員OBによる避難所運営支援員制度の創設に要する経費といたしまして、330万5千円を計上いたしております。

体育振興費の①の「学校体育振興費」といたしまして、アの「体力アップ！サンライズ事業」では、子どもの体力を向上させるため、専門的な指導員による体育科授業の支援を行うとともに、ICTによるランキングシステムの活用により、運動習慣の確立への取り組みに要する経費といたしまして89万6千円を計上いたしております。

20ページをお開き下さい。

生涯学習政策課でございます。

生涯にわたって学び続ける生涯学習活動の推進に関する経費といたしまして、総額で1

億2,919万1千円を計上いたしております。

21ページをごらんください。

教育文化政策課でございます。

文化及び文化財費の①の「文化振興費」といたしまして、アの「ふるさと発見！あわっ子文化大使育成プロジェクト」では、あわ文化を次世代に伝承する制度を構築するため、ポスト国文祭の取り組みの1つとして、体系的な文化教育に取り組むとともに、さまざまな文化活動の場や将来、国際社会で活躍できる「あわっ子文化大使」の育成において、まずはモデル事業から試行するための経費といたしまして280万円を計上いたしております。

22ページをお開き下さい。

最後に、文化の森統括本部でございます。

本県文化を先導する拠点としての役割を果たすため、文化の森各館の管理運営や企画展等の開催に要する経費といたしまして、総額で5億5,252万5千円を計上いたしております。

続きまして、23ページをごらんください。

（2）の「債務負担行為」でございます。

契約期間が翌年度以降にわたりますことから、平成26年度以降の債務負担行為の限度額の設定をお願いするものでございます。

施設整備課所管の「高校施設整備事業工事請負等契約」では、徳島中央高校、鳴門渦潮高校などの大規模耐震改修工事におきまして、12億8,761万5千円をお願いするものでございます。

教育戦略課所管の「県立高等学校総合寄宿舎賃貸借契約」では、阿南寮、美馬東部寮などのリース方式による改築について、6億3,700万円をお願いするものでございます。

続きまして、24ページをお開き願います。

2その他の議案等といたしまして、（1）の「条例案」でございます。

まず、アの「徳島県未来創造教育基金条例」についてでございます。

本県教育における未来を志向する創造性豊かな人材の育成に関する事業の推進に要する経費に充てるため、「徳島県未来創造教育基金」を設置し、基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規程を設けるものでございます。

なお、施行期日は、平成25年4月1日からでございます。

次に、イの「徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例」についてでございます。

本県における新たな時代に対応した学校づくり及び多様な教育の実現を図るため、徳島県立美馬商業高等学校及び徳島県立貞光工業高等学校を再編統合し、新たに「徳島県立つるぎ高等学校」を美馬郡つるぎ町に設置すること、徳島県立盲学校及び徳島県立聾学校の併置により、多様化する障害に対応した教育の充実及び地域の特別支援教育の核となる学校づくりの推進を図るため、徳島県立盲学校の名称を「徳島県立徳島視覚支援学校」に変更し、徳島県立聾学校の名称を「徳島県立徳島聴覚支援学校」に、位置を徳島市南二軒屋町二丁目に変更することを定めるものでございます。

なお、施行期日は、平成26年4月1日からでございます。

続きまして、25ページをごらんください。

ウの「徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例」についてでございます。

徳島県立図書館の集会室1及び集会室2、徳島県立博物館の博物館講座室、徳島県立近代美術館の美術館講座室並びに徳島県立二十一世紀館のスタジオ及びミーティングルームを新たに県民の皆様方の利用に供することとし、これらの施設の利用の手続き及び使用料の額を定めるものでございます。

なお、施行期日は、平成25年4月1日からでございます。

続きまして、26ページをお開き願います。

（2）の「徳島県教育振興計画（第2期）の策定について」でございます。

この計画は、現計画の成果と課題を踏まえつつ、改めて本県の教育がめざすべき方向性と今後、講ずるべき施策等を示した新たな本県教育の指針として策定するものでございます。

なお、お手元には、議決に係る部分を別冊として、また、計画の全文を資料1としてお配りしておりますので御参照ください。

引き続きまして、2点、御報告を申し上げます。

1点目は、「池田高校・辻高校・三好高校の再編統合に係る計画（案）について」でございます。

この計画（案）は、昨年2月に公表した骨子（案）に対して、地域説明会や意見募集などにおいて、いただいた、さまざまな御意見を慎重に検討し、骨子（案）を基本として取りまとめたものでございます。

それでは、資料2「池田高校・辻高校・三好高校の再編統合に係る計画（案）」をごらんください。

1ページ目は、「新高校の概要」でございます。

（1）設置場所といたしましては、本校を池田高校とし、現辻高校及び現三好高校の校地に分校を設置いたします。

（2）設置学科でございますが、本校と三好校には、現在の学科を継承した普通科、理数科、農業科を設置し、辻校には、県西部初となる総合学科を設置いたします。

（3）時期といたしましては、平成29年度に池田高校辻校、池田高校三好校を設置いたします。

また、2ページ以降に教育の方針や設置学科の教育内容などについてまとめております。

現在、2月25日までパブリックコメントを行っており、今後、議会での御議論などを踏まえまして、年度内に計画を策定したいと考えております。

なお、阿南市地域の高校再編につきましては、骨子（案）に対して、地元からさまざまな御意見をいただいていることから、引き続き、慎重に検討を進めているところでございます。

2点目は、「県指定有形文化財（絵画）指定」についてでございます。

お手元の資料3をごらんください。

「柳に水車図・桐花図」杉戸絵につきましては、12月27日に県文化財保護審議会から、「県指定にふさわしい」との答申が提出され、2月6日の定例教育委員会で、指定が認められました。

本物件は、金箔や絵の具をふんだんに用いた豪華なものであり、また、この度の調査により、天保13（1842）年の徳島城西の丸御殿修復の際、徳島藩の御用絵師であり、明治時代の我が国を代表する日本画家である守住貫魚が制作したことも判明いたしました。

こうしたことから、本物件は、本県にとりまして、非常に価値が高いものと考えております。本物件の指定によりまして、県指定有形文化財（絵画）は29件、県指定文化財の総計は334件となりましたが、今後とも、文化財の適切な保存、活用に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

大西委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、先の保健福祉部・病院局関係の審議において、生活保護に関連する質疑を集中的に行いました。教育委員会関係におきましても、先の保健福祉部・病院局関係と同様に、低所得者対策等について十分に議論していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岡本委員

今、委員長から話しがあったとおり、保健福祉部で生活保護の関係を議論してまいりました。特に教育委員会では、生活保護世帯などの低所得者世帯に対する就学支援制度というものがあると思うのですが、これは今どのようになっていますか。

前田学校政策課長

生活保護世帯に対する就学支援制度についてのお尋ねでございますけれども、現在、就学援助制度と徳島県奨学金の2つが主なものとしてございます。

1つ目の就学援助制度につきましては、学校教育法に基づきまして、経済的理由によって就学困難な児童、生徒に対して、学用品等の援助を行うものでございまして、実施主体は市町村でございます。対象者につきましては、要保護者、準要保護者の2つがございまして、要保護者につきましては、生活保護受給世帯には、生活保護費の教育扶助費で支給されていない修学旅行費及び医療費について援助するものでございます。

また、生活保護不受給世帯につきましては、学用品、通学用費、校外活動費等についても援助を行うということでございまして、その経費の2分の1を国が補助しているところでございます。また、準要保護者に対しての支援制度でございますけれども、これは市町村教育委員会が市町村独自の所得基準に基づきまして、例えば、生活保護基準の1.3倍で

ございますとか、1.2倍でございますとか、そういった基準を定めまして、対象費目を決めているものでございます。平成17年度から三位一体改革に基づきまして一般財源化されておるもので、現在、国庫補助は一般財源化ということでございます。

それから、徳島県奨学金制度につきましては、貸与を受ける者について、就学が経済的な理由により困難な者に対して行うものでございますけれども、県内に住所を有する者の子であって、高等学校等に在学する者のうち、経済的理由により就学が困難と認められる者であれば、本県では成績のいかんを問わず貸与可能でございます。

平成24年度の新規貸与者から、貸与月額を選択制を導入しまして、自宅から例えば国公立の高等学校に通う場合では、18,000円、13,000円、8,000円の3種類の貸与月額から選択できるようにしているという状況でございます。

岡本委員

就学援助制度なんですけど、市町村が行うということなんで、もちろん24市町村全部がやられてますよね、市町村でやるということは、それなりに何となくばらつきがあるのかなと。固有名詞はいいですが、どのくらいがどうだという説明をいただければ。

前田学校政策課長

市町村が行ってる準要保護の対象費目につきましては、例えば、学用品につきましては、すべての市町村が対象費目としておりますけれども、通学用品につきましては、対象費目にしていない市町村もございます。これはまちまちでございます。

岡本委員

市町村が行うのだから、少しまちまちでもいいのかなと思いますが、ずっとさっきまで保健福祉部でいろいろ議論をしておりましたが、あえて念を押すというか、このことについては、保健福祉部でいろんな生活保護の関係の質疑をしてきましたが、特にというか、全く問題はないですよ。

前田学校政策課長

就学援助制度につきましては、市町村が準要保護者に対しては、主体となっておるものでございまして、県においては、その事務を国から委任されているという制度でございます。

それで、生活保護の基準の見直しについて、他の制度に生じる影響というものが、2月5日に政府の閣僚懇談会において、政府全体として確認が行われております。その中でも、就学援助制度についての方針が示されてございますけれども、少し紹介させていただきますと、生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、平成25年度の当初に要保護者として就学支援を受けていた者で、引き続き特に困窮していると市町村が認めた世帯については、要保護者としての国庫補助申請を認める取り扱いとする。準要保護者については、国の取り組みを説明の上、その趣旨を理解した上で、各自治体において判断していただく

ように依頼するという方針が示されております。

また、県の奨学金制度につきましては、所得基準が生活保護基準かける1.7倍以下ということでございますので、そういう方を対象に、かつ貸与という仕組みで返還していただくものということでございますので、生活保護そのものとは性質が異なるものだと理解しております。

岡本委員

国の動きを説明いただいたのですが、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けている人についてはそうなんですよね。それ以降というのは、いろいろと自民党さんが言っているけど、そこはどうなんですか。あくまで平成25年度当初の状況に基づいてという説明でしょ。わかりにくかったらいいですけども。

前田学校政策課長

委員の御指摘のとおり、平成25年度当初に要保護者として就学援助を受けていた者でございますので、それ以降につきましては、私どもとしても、現在、国の動向がわからないものですから、引き続き注視しながら平成26年度以降については考えていきたい。

岡本委員

生活困窮者は、非常に大変な状況なんですけれども、教育というのはすごく大事なことで、十分に国の動きを注視していただいて、もう一回言うけれど、保健福祉部の生活保護で、ああいう事件が起こって、ああなったけれど、やっぱり教育のほうはちゃんと正しいルールで、これからもしっかり援助ができるようにしていかなければいけないなと思っています。

それからもう一つは、徳島県奨学金なんですけど、さっき教育長から説明があったことによると2億9,700万円余りだったですよ。さっきの予算書を見ると、たしか前年度対比91.2%だったと思いますけれども。子供も少なくなっていることもあるんだけど、その91.2%の予算でいけるという状況をちょっと詳しく説明してください。

前田学校政策課長

先ほど教育長から申しあげました予算書で、今、委員から御指摘あって点でございますけれども、まず予算額減少の主な理由としましては、大学生の奨学生数が減少しているということでございます。大学生につきましては、平成21年度限りで県の新規貸与は廃止し、独立行政法人の日本学生支援機構で大学生の奨学金はやると。県の奨学金は高校生に対する奨学金貸与制度というふうに仕分けがなされまして、ただ、大学生の奨学生についてもこれまで貸しておいた方が、毎年、毎年、借りていただくわけでございますけれども、それが今後減っていくということで、予算額が減少しているということでございます。ただ、高校生の貸与については、これは奨学金を貸与するための十分な財源を確保しているところでございます。

岡本委員

普通に見て、91.2%、1割減りましたよということ心配するわけです。今の説明でよくわかりました。すごく大事なところなんで、少なくとも生活困窮の家庭が、就学援助とか奨学金制度が受けにくくなったということのないように、しっかりお願いしたいなと思っています。

今は生活保護というのが非常に話題になっているのですが、今説明いただいたことを、それぞれ生活困窮者というか、貧困の世代間の問題をなくすという意味では、やっぱりいろんなところに周知していただかないと、新聞とか、うちの委員会とか、まさに生活保護、生活保護とか言ってるじゃないですか。教育委員会的には、こうこうこうなんだよということをしっかり周知していただかないと、今のマスコミ報道等によって、そのことで援助ができなくて、勉強することができないという子どもができれば大変困るので、そのことはどうですか。

前田学校政策課長

今、委員の御指摘がありましたとおり、制度の仕組みにつきましては、これまでもホームページ等で広報してきたわけでございますけれども、中学校、高等学校について、担当の教職員を通じて、きめ細やかに周知する取り組みについても、今後、引き続き力を入れてまいりたいと考えております。

岡本委員

今、課長が言ったとおり、しっかり見てください。さっきの保健福祉部では、もっと人をふやして、ちゃんとしなければいけないんじゃないのと重清委員さんから話があったぐらいですから、教育委員会に人をふやせとは言いませんけれども、すごく大事なことでよろしくをお願いします。

教育振興計画のことなんですが、たしか勉強会のときに、岡田委員さんから話があって、我が国を愛する心というのがちゃんと明記されて、非常によかったなと思っています。

これは質問ではないんですけれども、我が国を愛する心をしっかり明記してもらったことに関連して、たまたまなんですが、先般、うちの会派の20名で世田谷区の桜小学校というところに行ってきました。これは全部のセットで2,850円です。うちの会派は全部買ひまして、これを全部、議員の机の上に置きました。

何でか教科が国語じゃないんですね。国語という教科じゃなくて、日本語という教科なんですね。例えば、3年生、4年生だと「花の色は うつりにけりな いたづらに わが身世にふる ながめせしまに」という百人一首がありますよね。100全部が入ってるんです。4年生で全部覚えろって話なんです。

びっくりしたのは、授業しているすぐ後ろに貼ってるんですね。まさに4年生が「花の色は うつりにけりな いたづらに わが身世にふる ながめせしまに」と解説するんですよ。眺めと長雨とをね。小野小町のそんなのが4年生でわかるのかなと思ったけれども、みんながきれいな字で書いている。

何が言いたいかという、我が国を愛する心と謳った以上、国語じゃなくて日本語を、本当にいいことを書いてありますので、付託委員会までには是非勉強しておいてください。付託委員会で質問しようと思っています。本が足りなかったら、うちの会派に20冊ありますので、よろしくお願ひします。以上です。

西沢委員

私らは3年生、4年生を見てきたんですが、一応、説明からいきます。

説明の中に、世田谷区では教科「日本語」を創設しました。子供たちが言葉の大切さに気づき、言葉を通して深く考え、自分を表現して心を通わせるよろこびを知り、日本文化を大切に、新たな文化を創造してほしいという願ひから教科「日本語」が生まれました。

そういうことですがけれども、一年生の初っぱなに何が出てくるかといえば、絶句、「遅日江山麗しく」とか書いていますね。それから次のページで、日本語だけではないんですけどね。一番最初に漢詩もあります。意味はわかりにくいですよ。こんなことを小学校1年生の一番最初に習うんですよ。短歌とかもね。これをちゃんと意味を理解して、全部覚えるんですよ。今、3年生で百人一首も全部覚えて、百人一首の大会があります。そういう日本語の中の言葉とか表現とか言い回しとか、いろんなことを非常に大事にして、心を勉強していくことをやっています。

まさに私が言っている人間教育なのかな、言葉の中から人間を教育していくことなのかなど。これが公立なんです。世田谷区の小中学校全部がこれを勉強しています。特区になっています。週に1時間ずっとこれを勉強しています。家に帰って子供が勉強するものだから、お父さん、お母さんが、周りの者がカルチャーショックを受ける。帰りしなに電車に乗って子供たちが五言絶句とかいろいろやっていますので、周りの乗客がカルチャーショックを受けるんです。それですごく注目されたんです。それを通じて、日本人の心を非常に大切に教育していくとの趣旨だと私は思っております。だから、今回の徳島県教育振興計画ですが、人間を、特に日本人を大切に教育を入れてほしいなと思ひました。

日本人は島国で長いこと育っていますから、外国に行くとき特異な存在ですよ。例えば、トイレでも暖房便座がありますよね。あれは、世界中がびっくりすると言われていています。こういう感性が日本人なんです。外国人では思ひつかない。そういう日本の心を、日本人を非常に大切に教育というのは、絶対に忘れてははいけないと思うんです。

でも、今回の徳島県教育振興計画を見ていると、先を見て、世界を見て、何か上ばかり見ている気がするんです。そうじゃなくて、もともと日本人は非常にすばらしいんだということをもっともっと教えてほしいなと。私は、その集約の1つが日本語教育だと、本質は思っております。そこらあたり、付託委員会までにみなさんがもっと勉強していただいて、感想をぜひ聞かせてほしいなと思ひます。

それから、人権という言葉がありますね。その前に、山間という言葉がありますね。中山間とか。山のほうは山間と言ひます。その間の中間という言葉はないと言ひれますけど、何と言ひますか。これは、里山かなという話をしていたんです。そこで問題は、人権に

対して、人の権利に対して人の義務は何という言葉なんですか。法律にもありますよね。人には権利があるし義務もある。両方ある。ところが、今までの徳島県教育振興計画の中で「人権」は何十カ所も出てきます。でも、義務という言葉はないかもわかりませんが、中には含まれていると思いますけれども、そういう人権に対する言葉すらないんじゃないかなと。これはどんなんですか。誰か答えられますか。何か言葉はありますか。

佐野教育長

まず、最初のグローバル人材の育成の中で、日本人としての育成、日本の心の教育ということに関しましては、当然のことです。あわっ子大使というプログラムを組んでございますし、我が町、我が村のことをわからないと海外には行けないということで、単に語学だけではいけないということは認識しております。

それから、子どもが教育する中で、権利と義務、自由と責任というのは、表裏一体の関係だと認識しておりますし、徳島県教育振興計画の1つ1つの中でバランスを欠くのではという御指摘をいただきましたけれども、すべての中でそれを精査しておりませんのでお答えは難しんですけれども、教育の理念として、義務のない権利はないし、責任を果たさない自由はないと認識しております。そういう理念のもとで教育を進めていきたいと考えております。

西沢委員

人権に対する人の義務の言葉はありますか。誰か知っていますか。パソコンでも調べてもらったけどないんです。見当たりません。あったら教えてください。何でないんですか。そこからの問題ですよ。権利に対して義務は軽く扱われているんですか。これは何でないのか、付託委員会までにちょっと調べてください。私も何でないのか知りたいです。ぜひ、こういうのをちゃんと使って、権利も義務もありますよと。そういうことを表に出してちゃんとやらなかったら、片方の権利だけでは人間教育はできません。そう思います。大きな問題ですので調べてください。

もう一つ、いじめとか暴力の問題、先生の体罰の問題などいろいろあります。これは、間違ったら大変なことになります。今、全国で体罰の調査をされていますけれども、言葉のいじめというのはもっとひどいです。特にスポーツの中では、物すごい言葉がいっぱい使われています。これは自殺するんじゃないかというぐらいの言葉がどんどん使われています。暴力、体罰だけでなく、本当にするんだったら、言葉のことも徳島県はちゃんとやってほしいです。

そこまでなかなか手が回らないかもしれないけど、これは先生、生徒、PTAも対応策を練ってほしいなど。これの対応策を間違ったら、日本全国の学校は大荒れで大変なことになりますよ。言葉がきつく言えないとどうなるか。悪い子で、殴ってみろという子供がより出てくるかもわかりません。ちゃんと指導のやり方を決めなかったら、学校が大荒れになるということは、そう感じている先生方も多分、多いんじゃないですかね。だから、ここで対応策を間違ったらいかんと思いますので、これもじっくりと対応策を練ってほし

いなと思います。

松山教職員課長

ただいま、体罰だけでなく、暴言等で生徒に精神的な著しい精神的苦痛を与えるようなことも大いに問題ではないかという御指摘をいただきました。まさに、そうだと思います。

県教委といたしましては、児童、生徒に対して、著しい苦痛を与えるような暴言につきましても、これは時として、体罰以上に生徒を傷つけることがあり得るということにつきましても、これまでも校長会、あるいは市町村教育長会等々におきまして、その防止に努めるよう指導してきたところでございます。

今回の調査につきましては、体罰が中心なものでございますけれども、その調査の過程で、そういうふうな暴言等によって、生徒が著しい精神的なダメージを受けたと事案が上がってまいりましたら、それは厳正に対処してまいりたいと考えております。

もう一点、委員の御指摘のとおり、教員がいじめと生徒の問題行動につきましては、毅然とした態度できっちりと指導していくということは当然のこととございまして、我々も先生方の生徒指導力のアップにつきましても、これまで以上に努力してまいりたいと思っております。

西沢委員

だからこそ、私は人間教育が一番大切なんだと思います。

重清委員

時間がありませんので一点だけ。高校再編で今回、池田高校、辻高校、三好高校が出ておりますけれども、これは平成29年にやるんですけれども、今現在の子ども数と平成29年度、0歳児、1歳児、こういうやり方でいけるのか。定員は書いていないけれども、どの程度を考えているのか。

郡部では子どもの少子化は、ここ一、二年はすごいです。これで今まで高校再編は進んできたと思うんですけれども、三好だけがふえよるわけではないと思うんですけれども。こういうのでいけるんですか。これは見通しあるんですか。

割石教育戦略課長

ただいま、重清委員から、池田高校、辻高校、三好高校の再編統合にかかる計画案ということにつきまして、少子化の状況に絡めて御質問いただいております。

今回、お示しいたしておりますのは、三好地域の再編計画ということで、池田高校と辻高校と三好高校の再編ということとあります。現在、具体的な数値は手元にはございませんけれども、少子化の状況につきましては、当然、県西部につきましても進んでおりまして、そうしたことも勘案した上で、今回この3校の再編統合を、地元の御意見も踏まえまして、計画を策定させていただいてる次第でございます。

重清委員

これは最終的にも子供の数、15年たったら高校に入るのだから、もうすぐそこまで来ますんで、今、0歳児、1歳児とかの人数もわかってるでしょ。ここらを踏まえた上で、これはいけるのかどうか。私たちの地域を見たら今の少子化は厳しいですよ。今ある海部高校でさえどうなるのかなというぐらいに、少子化の進むスピードは。徳島県もこれで何千人も減ると何年も前に出したはずなのに、それでまだこういうやり方でいけるんかなと。どういう人数の把握をしとるんかなと。

その人数を付託委員会のときにでもいいので、一回示してもらえますか。海部高校が10年前にやったときの数字からしたら、10年がたってどんどんスピードが進んだはずなのに、今ごろまだこういうやり方して、県下全域の再編をどんなに考えてるのか。少子化というのは小学校も中学校も一緒に、どんどん統廃合してるでしょ。それで、どういう将来的な高校づくりを県教委は考えてるのかを教えてください。私も時間がないので、すべての地域の人数とか、どういうふうな計画をしてるのか、付託委員会のときによろしくをお願いします。

大西委員長

ただいまの重清委員の質問につきましては、重清委員の予定時間が来ておりまして、残念ではございますが、次の付託委員会で佐野教育長を初め、教育委員会の担当者が責任をもって数字とか考え方のお答えをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

岡田委員

先ほど、平成25年度の説明の中でありました「グローバルチャレンジ支援事業」について、今3つの方法がなされていると思うんですけども、その中で中学校の子どもたちに対する支援について、説明していただけますか。

前田学校政策課長

「グローバルチャレンジ支援事業」についてのお尋ねでございますけれども、この県立中学校海外語学研修支援事業につきましては、県立の中高一貫校を対象にしまして、参加費用経費1人10万円、対象人数60人を目安として、県費で支援するものでございます。

岡田委員

先ほども岡本委員からありましたように、グローバル化に向けては、日本語を知るためにも、海外を知るということは非常に重要なことであると思っておりますし、今、新しく教育振興計画（第2期）ということで、2番目に訴えられてるのがグローバル化で、その中で書いてある文言の「グローバル化に対応した教育の推進」ということで、平成23年から小学校五、六年生に英語の授業が入りました。中学校は平成24年から授業数がふえてきております。この教育振興計画では「児童、生徒にグローバル社会における英語の必要性について理解を促し、外国語、英語の学習のモチベーションの向上を図りつつ、外国語を使う機

会の拡大を目指す」というふうに書かれているんですけども、それがなぜ、県立中学校の子ども60人が対象なんですか。

前田学校政策課長

今、岡田委員から御指摘のあった、なぜ県立中学校の60人のみなのかというお話でございますけれども、もちろん委員がおっしゃるとおり、県立だけでなく、市町村立の中学校に対しても経費の支援ができるにこしたことはないと思いますけれども、限られた予算の中で選択と集中との観点から、設置者である県の中学生に対して支援を行うことにしております。

その理由といたしましては、県立中学校は、城ノ内中学校、川島中学校、富岡東中学校の3中学校がございまして、いずれも中高一貫高でございます。したがって、中学校在籍者については、高校進学に際して入試がないということが1点ございます。

それから、中高一貫校教育法の特例として、教育内容の移行、いわゆる先取り学習でございますけれども、そういったことが制度的に認められているほか、学校が独自に設定できる学校設定科目も通常より多い単位数で卒業単位数に含めることができるという制度がございます。

したがって、特色ある学校づくりという観点からは、中高一貫校がこの予算を使う対象としては適当であろうということで、市町村立の中学校を含めて事業を行うのではなくて、教育内容等について、県教委として、より直接的に関与できる県立を対象として語学研修支援事業を組んだということでございます。

岡田委員

そうしたら、県立3中学校ありますよね。それで、1学年が大体260人ぐらいで3学年ありますよね。そうしたら全県下の公立中学校の対象者となる人数は把握されていますか。

前田学校政策課長

本県の中学生の数ということですが、3万人でございます。

岡田委員

そうしたら、3万人の中の260人かける3学年というのが県立中学校、富岡東中学校はそんなにいないかもしれませんが、ということで、その対象者に絞ったという理由が私には納得できないんです。

先ほど、義務と権利というお話がありました。中学校は義務教育です。子どもたちには、能力に応じて等しく教育を受ける権利がございます。それがなぜ、徳島の県立中学校の子どもたちだけなのか。カリキュラム云々は結構ですけども、子どもたちは同じ機会均等が保障されています。憲法や教育基本法で保障されている子どもたちの権利を無視して、なぜ県立中学校の子どもたちだけに、この予算を適用したのかを説明して下さい。

前田学校政策課長

教育の機会均等と申し上げられましたが、県立3中学校は全県域入試でございますので、この学校に入学できる機会は与えられているということでございます。

岡田委員

それなら、先ほどから出ていますが、いろんな生活的な経済状況であったり、地域差というものがあって、県立3中学校は、入試は公開しておりますけれども、全員が通えるエリアではありません。いろんな事情があって、本当は受験したいよという子でも、地元の中学に行くことを選択して、喜んで地域の中学校に行ってる子どもたちも沢山いらっしゃいます。その子どもたちが大きくなる時に、徳島県内に住みながら、なぜ教育の均等機会を奪われるのかというのが納得できないのが一点と、もう一点は、本当にグローバル教育というのであれば、徳島県内の子どもたち全員に同じ機会を与えて、その中で切磋琢磨して、試験を受けて頑張った子どもたちに与えられるのが当然の支援制度ではないのでしょうか。

前田学校政策課長

岡田委員がおっしゃったように、もちろんこれは県内の全ての中学生を対象にできれば、それに越したことはないということは、先ほど、冒頭で申し上げました。ただ一つ、県の財政状況もございまして、私どもとしては、まずは県立の3中学校に支援をすることによって、リーディングケースとして伸ばしたいということがございます。

それからもう一つ、本県の市町村の取り組みで、この海外語学研修支援事業に類似したものとして、北島町においては、カナダに4日間、個人負担10万円で、それ以外は町の負担で14名、松茂町については、オーストラリアに10日間、個人負担12万円、それ以外は町負担で20名ということで、市町村独自の取り組みとして支援しているという現状もありましたので、今回は県立中学校のみとの扱いをさせていただいたところでございます。

岡田委員

市町村がすすんでされており、多分、最後が県の打った政策でないかと思うんですけども、それでやっとな徳島県もグローバル化というのに目覚めたんだなと非常に喜んでいたところなんです。

しかし、実際に出てきた計画というのは、県立中学生の260名かける3学年の子どもたちを対象に、しかも実施されているのは、城ノ内中学校で平成24年度に24名が参加して、オーストラリアに2週間行かれてようなんですけれども、現在、実施されているところが城ノ内中学だけなので、当然、県としては3校全域に広めていきたいとの思いがあるのかもしれませんが、それならば、この委員会でも何度も言いましたが、県内に住む子どもたちに同じように機会を均等にしてくれということをやっと要望してまいりました。

それなのに、出た結果が県立中学校だけに特化していて、県立中学校だけにそのような施策をしていくというのは、教育の機会というか、公立の子どもたちを無視した発想では

ないんでしょうか。

どんな地域に住んでいたって、それぞれ頑張ればいろいろなチャンスはあるよと。その機会の均等を言っているのもであって、頑張らない子どもたちに機会を与えましょうという話ではないんですよ。頑張っている子どもたちに、同じように機会を与えましょうというのが教育の機会均等であるのであれば、ぜひ、県立中学校だけじゃなくて、特に今回初めて募集する事業で、今後、何十年も続くとは考えられない事業ですので、一番最初に打ち立てるのであれば、県下の子どもたちに同じような機会均等にしてほしいと思うんですけども、佐野教育長さんはどう思われますか。

佐野教育長

今、岡田委員から教育の機会均等について、いろいろとお話をされていたように、当然、徳島県全部の子供にという思いは同じですけども、限られた予算の中で3万人にはなかなかできないということと、設置者が市町村ということで、市町村の自主性もあるということ。それから、県立中学校には、私どもが先ほど言いましたように、北島町とかその他の市町村でできていることができていないということ、まずは県からというふうになったということでございます。

機会均等ということで申せば、結果はともかく、県立中学校には入れるという要素については、県下全域から設けているということにおいては、やっぱりそういうことになるかなと思いますし、数的に不可能もありますし、また、ほかの施策の中でいろんなことが考えられると思いますし、設置者や特化した資金の投入を考えまして、現在のところ、こういうふうな方策をとっているということでございます。

岡田委員

その3万人に対して60人が少ない多いという話で、260人かける3学年の720人にしたのかということなんですけれども、そういう問題ではないんですよ。その対象者が多い少ないじゃなくて、応募してくる子どもたちが、最終的に県立中学校の子どもだったかもしれないけれども、公共性のある県の予算、国の予算を使って募集するにあたり、県内の子どもたちが平等に扱われないのかということに疑問を感じるのもであって、対象者が3万人だからというのではなく、60人が適正かどうかという問題で言っているんじゃないんですよ。

県が今しようとしていることは、公立中高一貫校の県立中学校を抱え込みしようとしているようにしか思えなくて、県内各地域でそれぞれ頑張っている子どもたちのことは、県はどう考えているんですか。

佐野教育長

もちろん次代を担う子どもたちを大切に思っているのは、岡田委員と同じでございます。ただ、今現在はそういう手法をとらせていただいているところでございまして、やはり設置者、県立を設置するという重きがあると思っておりますので、各小中学校につきまして

は地方独立行政法人もありますし、私立もありますし、そして県立もあるということだと思いますけれども、その中でまずは、私どもが設置している県立中学校の子どもたちに、その責務を果たそうと考えてるところでございまして、それ以外の子どもたちについて、それはできないということではなくて、初歩的に財政的なことと設置者のところの考えから、こういうことにいたってるわけでございまして、もちろん理念として、できればいいと思っていることは間違いありません。

岡田委員

思っているだけでなく、形にしてください。ぜひ、それが教育現場の先生方がいつも子どもたちに言ってることではないんですか。

前田学校政策課長

先ほど、私が冒頭に中学生3万人と申し上げましたけれども、2万231名の誤りでございます。まずは、それを訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

それから、もちろん教育の機会均等という観点からは、県内すべての中学生を対象にすべきということは、もっともなお話でございますけれども、先ほどから申し上げてますように、まず一つは予算上の制約があるという点と、県立であるが故に中高一貫教育を最大限に活用したいという思いから、今回、こういう事業をしております。ただ、これはずっと、こういう事業を続けていくというわけではないと思いますので、委員の御指摘のように、本県のすべての中学生を対象にすべきだという御指摘はもっともでございますので、それは次年度以降に考えてまいりたいと思っております。

岡田委員

次年度以降に考えると言っても、そんなに長く続ける予算なんですか。「グローバルチャレンジ支援事業」というのは、国の方向性として出てきている予算だと思うんですけども、これが長く続く可能性はあるのですか。

それで、なぜこんな変な質問をするかというのと、先に高校の英語のリーディングハイスクールとかスーパーサイエンスハイスクールとか、いろいろ文科省が決めた指定校がありましたよね。城南が理系であって、それで各市町村においても英語のリーディングジュニアハイスクールをつくって、結局、それもしり切れトンボで、そのデータを県の教育委員会が把握してますかといっても、そういうのを全然今まで把握されていませんでしたよね。それで、国が行ってくる単発の事業に応じて県が左右されて、そのときに、その場所にいた子どもたちだけに有利に働いて、その子たちだけが恵まれた教育を受けることは、それこそ教育の平等に反するのではないかと思うんですけども。

それこそ「グローバルチャレンジ支援事業」が未来永劫とは言いませんが、5年、10年と徳島県の子どもたちにとって、実際に続くのであれば、平成25年度はまず県立中学校で実施するというところでやってみただけならいいとは思いますが、次の年にはもっと枠を広げ、また市町村を広げていくというので、だんだん拡大して最終的には徳島

県内の子どもたちは誰でも応募できますよという発展性がある事業なんですか。

前田学校政策課長

まず、国のグローバル人材育成の取り組みについてでございますけれども、それは当然、グローバル人材の育成ということで、国でもいろいろな事業を組んでやっております。我々としても、高校生の留学支援事業につきましては、国へ申請して、その措置がされておりますけれども、中学生に対する短期の語学研修支援事業というのも現在、国のほうでもございますので、今回、それに先んじて県費でやらしていただいているところでございます。

それから、県立中学校の海外語学研修支援事業につきましては、中高一貫校のメリットを生かすことと申し上げておりますので、県立中学校海外語学研修支援事業については、県立中高一貫校の教育内容を特色あるものにするということとセットの話でございますので、そこでの成果が出てきたところで、もちろんそれを県内の小中学校に広めていくというような普及を図ってまいりたいと思っております。

岡田委員

それで何が言いたいかというと、県内で過ごしている子どもたちが本当に、先ほど義務と権利の話がありましたが、権利は持っていますので、その権利を奪うことなく、教育行政の義務を果たすのが県教委であると思っておりますので、きれい事の計画で中身を伴わないのであれば意味がないと思えますし、それが教育委員会であれば、日本の教育、徳島県の教育に未来永劫期待できるものでありませんので、それを試されているのが今の県教委であると思えます。

今、いじめの問題であるとか、今、県内の小中高全部にアンケート出してますけれども、体罰に係るアンケート調査、このデータもどうするのかを付託委員会で伺いたいと思うので、いろんな問題を課題解決していくにあたって、子どもたちを平等に扱えないのであれば、全然、教育の目的というのが本当にずれていると思えますし、それで日本のアイデンティティも何もあったもんでないなと思えます。

徳島県に誇りを持って育てていける子どもたちをつくるためにも、徳島県の子どもたちには機会均等であって、教育はどこにいても同じように受けれる権利がありますよということで、ぜひ取り組んでもらいたいと思えます。それでないと高校の統廃合にしても、なくなることによって地域が閉塞していくという問題も出てきますが、そうではなくて、西にいても南にいたって、どこにいても同じように高等教育が受けれますよという質の維持は、県教委を挙げてしていただかなければいけないと思えますし、徳島の子どもたちが世界に羽ばたいていけるように、ぜひ取り組んでもらいたいと思えます。

佐藤教育委員長さんは、ずっと現場を見てこられて、先生としても現場でおられたと思うんですけども、県内の子どもたちに対してどう思われますか。

佐藤教育委員長

私は公立学校の子どもたちに対し、一生懸命一人一人を、特に目立たない子どもたちのほうが大事だという気持ち強い教師の一人だと思います。そういった中で、県内の子どもたちを平等に育ててほしいという思いは同じです。私たち委員が6名おりますけれども、南の方もいらしゃるし、東の方、西の方もいらっしゃって、それぞれの方々がうちの近くの小学校はなという話をしてくれます。

そういう中で、皆さんの思いは、岡田委員のおっしゃっていただいたことと私は一緒だと思っております。ただ、県の中でいろんな事業をしていくには、限られた予算の中でよりよいものを、あるいは先んじて、あるいは文部科学省の中で大きなものが出てきたときに、本県に一番大事だと思うことを国のほうからいただいてという形で進めている事業のように思います。

今のお話を皆が受け止めておりますので、そういう面で一番大事なことだと認識して、今後ともいろんな事業に取り組むのではないかと考えております。

大西委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

以上で、教育委員会関係の調査を終わります。

これをもって、文教厚生委員会を閉会します。（16時47分）